

## 第4章

互いの人権を尊重し、  
思いやりの心を育む  
まちづくり

## 節の構成

## 施策 1 多文化共生

- 1 国籍に関わらず暮らしやすい環境づくり
- 2 多文化共生の意識づくり
- 3 外国人市民の社会参画の促進
- 4 国際交流の推進

## 施策 2 男女共同参画

- 1 多様な場面における男女共同参画意識の教育・啓発
- 2 職場・地域における男女共同参画の促進
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 女性の社会参画の促進
- 5 相談体制の充実

## 施策 3 人権

- 1 多様な場面における人権教育・啓発の推進
- 2 人権教育に携わる人材教育
- 3 相談・支援体制の充実



## 協働の取組方針

- ▼行政による市民・地域・事業所等との協働の働きかけにより、多文化共生・男女共同参画・人権に関する社会や地域の仕組みの改善と、一人ひとりの意識の向上をめざします。
- ▼多文化共生・男女共同参画・人権に関して市民や地域が企画・実践する取組を行政が支援するとともに、行政による理解・啓発活動との連携をめざします。

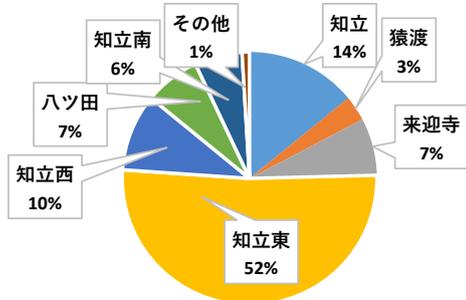
# 1 多文化共生

施策

## 現状と課題

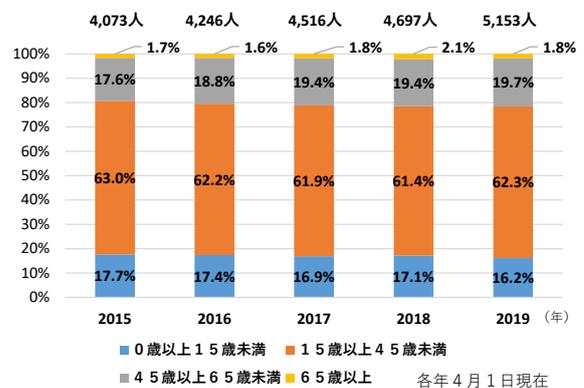
- 2019年6月現在、本市人口の7.6%を占める5,482人の外国人市民が生活しており、愛知県の市町村の中で外国人市民の割合が3番目に高いです。
- 本市では2009年9月に「多文化共生推進協議会」を設置し、警察署や自治会など関係機関と地区住民とともに、情報交換や多文化共生を推進するための協議、活動を行ってきました。2017年3月には、これまでの多文化共生に関する取組の成果や課題を検証し、施策の継続や新たな課題への取組等、今日の状況に即した多文化共生社会を促進するため「知立市多文化共生推進プラン2017-2021」を策定しました。また、2012年8月に多文化共生センターを、2017年10月に多文化交流センターを開設し、2つの施設を「知立市もやいこハウス」と総称しています。もやいこハウスの開設によって様々な団体や機関と連携することが可能となり、現在、もやいこハウスを拠点として、市民団体やNPOによるイベントや学習支援教室などの各種教室、相談会、外国につながる子どもの進路説明会など有意義な活動が進められています。
- 広く市民に対しては、多文化共生社会の意識啓発はあまり進んでいません。また、言語や文化、生活習慣等の違いに対応した情報提供や事業も十分とは言えません。さらに外国人市民の定住化が進むとともに緩やかながら高齢化も進んでいます。今後も、国籍に関わらず誰もが生涯を通して生活しやすい環境をつくるとともに、外国人市民と日本人市民の相互理解を進めていく必要があります。また、多文化共生に関する活動の活性化も求められています。
- 姉妹都市をはじめとする国際交流に関する事業については、国際交流協会により実施されています。今後も、国際交流協会と連携しながら、国際交流や多文化共生を進めていくことが必要です。

外国人市民の居住学区の状況



■ 知立 ■ 猿渡 ■ 来迎寺 ■ 知立東  
 ■ 知立西 ■ 八ツ田 ■ 知立南 ■ その他  
 n=5,153人 2019年4月1日現在

外国人市民の年齢構成の推移





国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて、日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています。

## 施策の内容

### 1 国籍に関わらず暮らしやすい環境づくり

- 国籍に関わらず暮らしやすい環境をつくるため、子育て・介護サービスなど各種事業や社会保障等の情報を多言語及びやさしい日本語で提供するとともに、外国人市民の状況把握や相談支援等を充実します。
- 外国人市民が日本社会で生きていくために必要な日本語学習機会を充実します。
- 外国人市民の子どもが希望を持って生活を送ることができるよう、教育環境、教育や進路に関する相談体制を充実します。
- 災害時に外国人市民が対応に困ることが無いよう、災害に関する意識啓発、情報提供体制などを構築します。

### 2 多文化共生の意識づくり

- 外国人市民と日本人市民の相互理解や多文化共生についての理解を深めるため、日本人市民と外国人市民の交流機会や学習機会を充実します。
- 子どもの頃から多文化共生・国際理解意識を育むため、学校における多文化共生の視点に立った教育、国際理解教育等を一層充実します。
- 多文化共生の意識づくりの拠点として、もやいこハウスの機能強化を図り、さらなる活用を促進します。

### 3 外国人市民の社会参画の促進

- 日本人市民と外国人市民とが同じ地域で暮らす一員としてともに地域づくりに取り組めるよう、外国人市民への町内会、自治会活動等に関する情報提供や、町内会や自治会等に対する多文化共生の意識啓発に努めます。
- 町内会や自治会、市民活動団体等において多文化共生に関わる活動が持続的に行われるよう、活動支援やネットワークづくりを行います。
- 外国人市民が主体的にまちづくり活動に関わることができるよう、外国人市民へのまちづくりに関する情報提供と参加促進に努めます。

### 4 国際交流の推進

- 国際交流・多文化共生に関する事業のあり方を、国際交流協会と連携のもと検討します。
- 地域の国際理解に対する意識を高めるために、国際交流に関する事業の魅力向上を図るとともに、市民の参加を促進します。

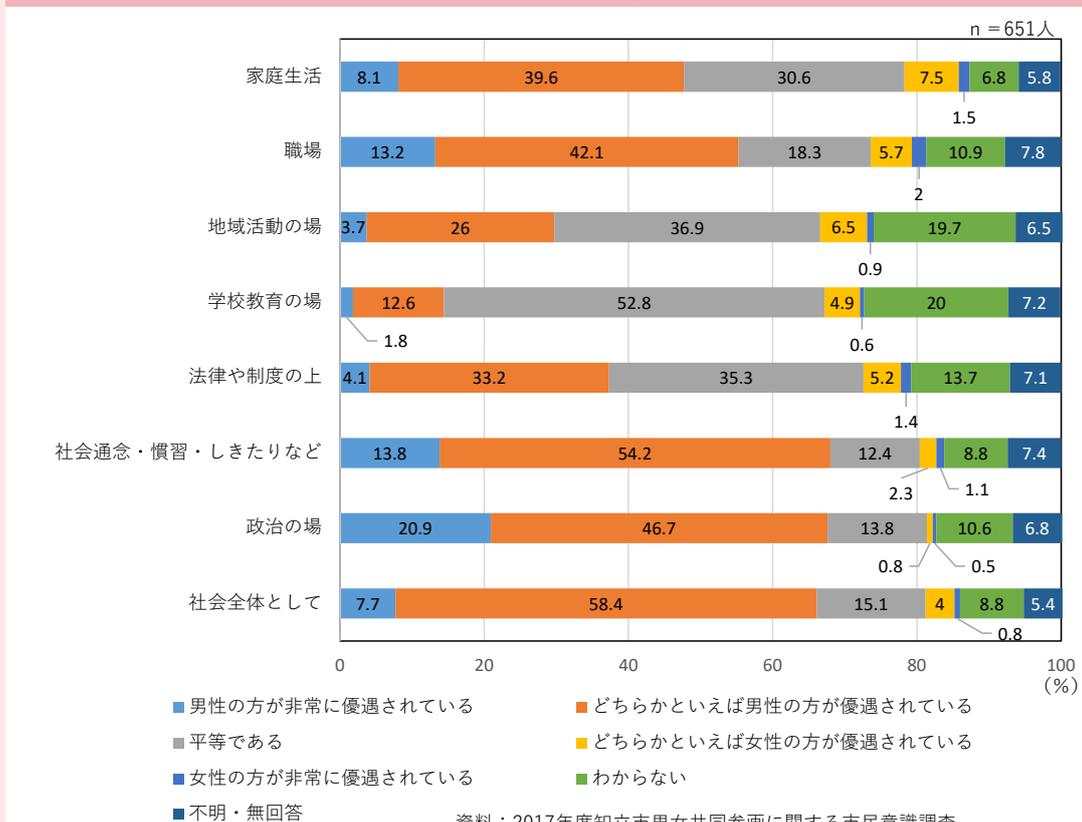
関連する個別計画等 知立市多文化共生推進プラン ..... (2017年度～2021年度)

## 施策 2 男女共同参画

### 現状と課題

- 本市では 1999 年に知立市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。しかし、2017 年 10 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、今なお根深い性別による固定的な役割分担意識がうかがえます。また、ドメスティック・バイオレンス等の表面化しにくい問題も生じており、男女共同参画社会の実現の第一歩として、基本となる人権尊重意識の高揚が必要不可欠です。
- 豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などにとらわれない多様な主体の社会参画が重要です。女性のまちづくりや政策立案などへの社会参画を推進する必要があります。
- 少子高齢化に伴う若年労働者数の減少により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられています。しかしながら、受け入れる企業の意識や風土、制度、また、仕事と家庭の両立を支える環境づくりが十分ではないことから、一人ひとりの意欲と能力を活かせる意識づくり、環境づくりが求められています。

各分野における男女平等意識の状況





家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場面で男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、いきいきと輝くことのできる社会になっています。

## 施策の内容

- 1 多様な場面における男女共同参画意識の教育・啓発**
  - 性別による固定的な役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい社会の実現に向けて、各種講演会や講座、職員研修などの開催、広報誌や啓発冊子の発行等、様々な機会を通じて男女共同参画に関する教育・啓発を積極的に行います。
  - 学校や家庭、地域、職場などのあらゆる場面において、情報、資料の提供等を通じて男女共同参画を進める教育・学習を推進します。
  - 重大な人権侵害である様々な形の暴力や犯罪等を未然に防止するため啓発活動を充実します。
- 2 職場・地域における男女共同参画の促進**
  - 市役所が率先して、女性の活躍、登用を進めるとともに、性別に関わらず育児休暇、介護休暇制度の活用を進めます。
  - 働く場において男女が個人の能力を十分に発揮できる環境を整えるよう、企業に対し制度・風土改善のための啓発、情報提供を行います。
  - 町内会等の団体において役員等に女性が積極的に登用されるよう、情報提供等を通じて働きかけを行います。
- 3 生涯を通じた健康支援**
  - 互いの身体的特徴や性について理解し合えるよう、ライフステージに応じて正しい知識の普及や互いの性を尊重する意識の啓発に努めます。
  - 各年代に応じた健康づくりの活動支援を行います。
- 4 女性の社会参画の促進**
  - 本市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れられるよう、施策・方針決定過程への女性参画を拡大します。
  - ボランティア活動に関する情報提供等を行い、防災や環境など地域における様々な課題や多文化共生、国際交流など、あらゆる分野への女性の参画を促進します。
  - 家庭や地域活動等との調和が図ることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉サービス、子育て支援の充実等を進め仕事と家事・育児、介護が両立できる子育て・介護サービス等の充実、周知を図ります。
  - 女性の再就職に関する情報など、多様な働き方を選択するための情報提供に努めます。
- 5 相談体制の充実**
  - 重大な人権侵害である様々な形の暴力や犯罪等に対応するため、市の各部署間での情報共有、連携強化を図りながら、県の関係機関と緊密に連携し、相談体制の充実に努めます。

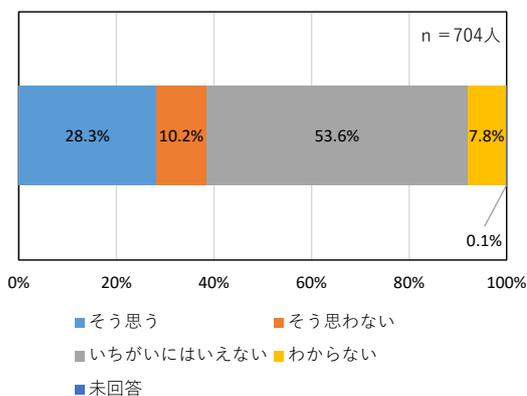
関連する個別計画等 第3次知立市男女共同参画プラン ..... (2019年度～2028年度)

# 施策 3 人権

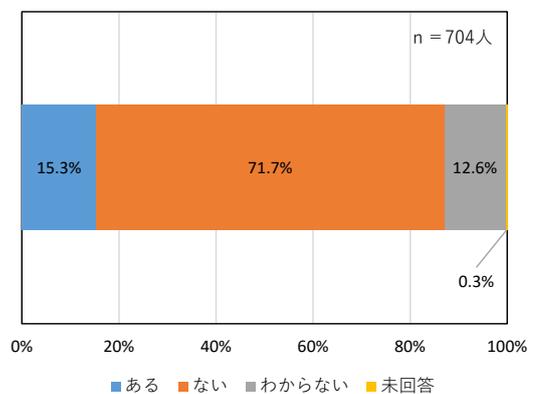
## 現状と課題

- 国においては、基本的人権の尊重を日本国憲法の基本原則の1つとし、様々な取組が行われてきました。2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となり、2002年3月に人権教育及び啓発に関する基本計画を策定、公表しました。
- 本市においては、2006年に知立市人権施策推進本部を設置するとともに、2011年3月に人権教育・啓発に関する知立市行動計画を策定し、2018年3月には、これまでの人権に関する取組の成果や課題を検証し、社会情勢や本市の状況、市民意識に即した計画の見直しを行い、「人権教育・啓発に関する知立市行動計画 2018-2027」を策定しました。施策の推進にあたっては、市内に配置された人権擁護委員が大きな役割を担っています。
- 2016年に実施した知立市人権に関する市民意識調査では、基本的人権が尊重されている社会と思っている人は全体の28.3%でおよそ3.5人に1人となっています。また、この10年間に人権侵害されたと感じている人は15.3%でおよそ6.5人に1人となっています。時代の変化に応じて、人権問題は多様化しており、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題なども発生しています。
- 市民一人ひとりが常に人権感覚を磨き、互いに尊重しあい、差別や偏見のない社会を実現することが重要であり、そのためには人権教育・啓発の重要性を認識し、地域社会、家庭、学校、行政などのあらゆる場面で、人権尊重の意識啓発を積極的に取り組んでいく必要があります。

今の日本の「基本的人権が尊重されている社会」としての認識の状況



この10年間の人権侵害された経験の有無





市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなくなっています。また、差別を受けた人の痛みや、見えない差別に苦しむ人のつらさをお互いに共有し、解決に取り組んでいる思いやりのある社会になっています。

## 施策の内容

- 1 **多様な場面における人権教育・啓発の推進**
  - 一人ひとりの基本的人権の尊重の意識を育むため、学校・企業等と連携した各種講演会や研修会の開催、広報誌やパンフレットの配布など、人権教育・啓発を行います。
- 2 **人権教育に携わる人材育成**
  - 地域社会や行政における人権教育・啓発の指導者や、教職員や保育士など人権教育の実践者が、豊かな人権感覚や人権教育を実践できる資質と能力を身につけるための研修を充実します。
- 3 **相談・支援体制の充実**
  - 人権全般の相談に対応できるよう、人権擁護委員と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

関連する個別計画等 人権教育・啓発に関する知立市行動計画 …………… (2018年度～2027年度)